

あなたの在宅療養生活をサポートします！

問い合わせ／長寿いきがい課高齢者福祉担当(内線2672)

在宅医療連携センターを設置

「鴻巣地区在宅医療連携センター」は、在宅での医療と介護の架け橋として、コーディネーターが医療機関や市民の皆さんからの相談に応じる機関です。

どんな相談ができるの？

「退院してから在宅で療養生活をおくるには」
「往診してくれる医療機関を知りたい」
「退院後の介護サービスについて相談したい」など

◆鴻巣地区在宅医療連携センター

中央2-1・鴻巣訪問介護ステーション内
☎594-6912

受付時間／9時～17時 ※土・日曜日、祝日、
年末年始（12月29日～1月3日）を除く



地域在宅歯科医療連携拠点を設置

北足立歯科医師会では「地域在宅歯科医療連携拠点」を設置し、自宅や施設・病院にいる方で、歯やお口のことでの悩みのある方に、専任の歯科衛生士が電話で相談に応じています。

どんな相談ができるの？

「歯科への通院ができないけれど、
治療の相談がしたい」
「往診できる歯医者さんを紹介してほしい」など

◆地域在宅歯科医療推進拠点

赤見台1-15-23・北足立口腔保健センター内
☎080-8434-8020

受付時間／10時～15時 ※土・日曜日、祝日、
年末年始（12月29日～1月3日）を除く



地域でお祝い！ 敬老会を開催

敬老会は、地域の皆さんのご協力により、地域の特色を活かしたお祝いをしています。

今年度75歳以上となる敬老会の対象者（昭和19年4月1日以前生まれの方）が記載されている「敬老会地域開催対象者名簿（氏名・住所等開催に必要な情報）」を各地域の開催団体にお知らせします。今後、各地域で開催日時・方法などが決定され、準備が進められます。

※敬老会の対象者で、敬老会への参加を希望しない方は、右記の期間に申出をしてください。ただし、申出した方は、敬老会の招待状や記念品が届きませんのでご了承ください。なお、日程の都合等で敬老会を欠席する方は申出の必要はありません。

受付期間／5月17日(木)
～6月1日(金)

申出方法／長寿いきがい課・両支所福祉グループ・各公民館・各コミュニティセンターに備えの申出書に必要事項を記入し同所へ持参

※電話での申出はできません

問い合わせ／長寿いきがい課高齢者福祉担当（内線2674）・吹上支所福祉グループ（☎548-1213）・川里支所福祉グループ（☎569-1111）



高齢者宅訪問調査を実施



高齢者を取り巻く環境の変化により、緊急時の対応等において、地域の高齢者の実態把握が重要となっています。6月1日(金)を基準日として、今年も民生委員（証明書持参）の皆さんが、高齢者のお宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。

対象／①65歳以上でひとり暮らしの高齢者
②要援護高齢者（①以外で、見守りや支援等を必要とする65歳以上の方等）

問い合わせ／長寿いきがい課高齢者福祉担当（内線2674）

